

滝沢市危険空家等除却工事補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、市内の危険空家等及び特定空家等の所有者等が行う解体及び撤去に要する経費に対し、予算の範囲内で、滝沢市補助金交付規則（令和4年滝沢市規則第30号。以下「規則」という。）及びこの告示により補助金を交付することにより、良好な住環境を保全するとともに、安全で安心なまちづくりを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する空家等であって、居住その他の使用がなされていない期間が1年以上であるものをいう。
- (2) 特定空家等 法第2条第2項に規定する特定空家等であって、市が指定したものをいう。
- (3) 専用住宅 専ら人の居住の用に供する家屋をいう。
- (4) 併用住宅 床面積の2分の1以上に相当する部分が専用住宅であるものをいう。
- (5) 危険空家等 専用住宅又は併用住宅の空家等で、別表第1の基準による評点の合計点が100点以上のものをいう。

(補助対象空家等)

第3条 補助金の対象となる空家等（以下「補助対象空家等」という。）は、市内に存する危険空家等又は特定空家等とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する空家等は、補助対象としない。

- (1) 公共事業による移転、建替え等の補償の対象となっている空家等
- (2) 故意に破損させた形跡があると認められる空家等

(補助対象者)

第4条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、補助対象空家等の解体及び撤去のための工事（以下「解体撤去工事」という。）を実施しようとする者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 個人であること。
- (2) 登記簿（未登記の場合は、固定資産台帳）に記載されている所有者又はその相続人であること（当該空家等が複数人の共有である場合は、共有者全員から解体撤去工事についての同意が得られていること。）。
- (3) 市税の滞納がないこと。
- (4) この告示に基づく補助金の交付を受けていない、かつ、補助金を受けた世帯員がないこと。
- (5) 補助対象空家等に抵当権が設定されている場合は、抵当権者及び全ての権利者から解体撤去工事についての同意を得ていること。

(補助対象工事)

第5条 補助の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、次の各号に掲げる

ものとする。

- (1) 補助対象空家等の全部の解体撤去工事（基礎その他の地上構造物以外のものを残置する場合を含む）
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可又は建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項の規定による登録を受けた業者が行う工事
- (3) 補助対象者が施工者と工事請負契約を締結している解体撤去工事
- (4) 他の補助制度による補助金の交付を受けていない解体撤去工事
- (5) 規則第5条の規定による交付決定を受けた日以降に着手する解体撤去工事
（補助対象経費）

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象工事に要する費用（家財等の処分費を除く。）とする。ただし、補助対象工事を行う年度における「住宅局所管事業に係る標準建設費等について（国土交通省事務次官通知）」に規定する不良住宅除却費のうち除却工事費の額を限度とする。

（補助金の額）

第7条 補助金の額は、補助対象経費の額に5分の4を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）とし、危険空家等は50万円、特定空家等は100万円を上限とする。

（軽微な変更）

第8条 規則第9条第1項第1号の軽微な変更は、既に決定を受けた補助金の額に変更がない場合とする。

（提出書類）

第9条 規則の規定により提出する書類並びに当該書類の提出部数及び提出期日は、別表第2に定めるとおりとする。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

判定区分		判定項目	判定内容	配点	最高 評点
1	構造一般の 程度	①基礎	ア 構造体力上主要な部分である基礎が 玉石であるもの	10	45
			イ 構造体力上主要な部分である基礎が ないもの	20	
		②外壁	外壁の構造が粗悪なもの	25	
2	構造の腐朽 又は破損の 程度	③基礎、 土台、柱 又ははり	ア 柱が傾斜しているもの、土台又は柱 が腐朽し、又は破損しているもの等小 修理を要するもの	25	100
			イ 基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾 斜が著しいもの、はりが腐朽し、又は 破損しているもの、土台又は柱の数ヶ 所に腐朽又は破損があるもの等大修理 を要するもの	50	

		ウ 基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険のあるもの	100		
	④外壁	ア 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、下地の露出しているもの	15		
		イ 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく下地の露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの	25		
		⑤屋根	ア 屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれがあり、雨もりのあるもの	15	
		イ 屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したもの又は軒のたれ下ったもの	25		
		ウ 屋根が著しく変形したもの	50		
3	防火上又は避難上の構造の程度	⑥外壁	ア 延焼のおそれのある外壁があるもの	10	30
		イ 延焼のおそれのある外壁の壁面数が3以上あるもの	20		
	⑦屋根	屋根が可燃性材料でふかれているもの	10		
4	防火上又は避難上の構造の程度 排水設備	⑧雨水	雨樋がないもの	10	10

別表第2（第9条関係）

条項	提出書類	提出部数	市長が定める期日
規則第4条	1 補助金交付申請書（様式第1号）	1部	別に定める
	2 経費等計算書（様式第2号）	1部	
	3 暴力団排除及び補助金の交付条件等に関する誓約書及び同意書（様式第3号）	1部	
	4 補助対象工事の見積書及びその内訳書の写し	1部	
	5 建物登記事項証明書（未登記の場合、当該年度の物件明細のある固定資産税の納税通知書）	1部	
	6 相続人が申請する場合は、所有者の戸籍謄本、除籍謄本その他の申請者と補助対象空家等の所有者の関係が確認できるもの	1部	
	7 代理人が手続きをする場合は、所有者又は相続人の委任状	1部	
	8 滞納なし証明書	1部	
規則第8条第1項	補助金申請取下書（様式第4号）	1部	補助金の交付の決定の通知を受領した日から15日を経過した日
規則第9条第2項	1 補助事業変更承認申請書（様式第5号）（規則第9条第1項第3号に該当し、中止、又は廃止の申請をする場合	1部	補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更しようとする

	を除く。)		る日の15日前の日
	2 変更経費等計算書(様式第6号)	1部	
	3 その他市長が必要と認める書類	1部	
規則第9条 第2項	補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第7号)(規則第9条第1項第3号に該当し、中止又は廃止の申請をする場合に限る。)	1部	補助事業を中止し、又は廃止しようとする日の15日前の日
規則第14 条第1項	1 補助事業完了報告書(様式第8号)	1部	事業完了後15日を経過する日又は交付申請をした日が属する年度の2月末日のいずれか早い日
	2 補助対象工事に係った経費の領収書等の写し	1部	
	3 解体の内容が分かる写真(着工前、施行中及び完了時)	1部	
規則第17 条第1項	補助金交付請求書(様式第9号)	1部	補助金の額が確定した日から15日を経過する日